

# 富士市公立保育施設民営化ガイドライン

令和4年2月

富士市

# 目 次

<b>I</b>	<b>ガイドラインの位置づけ</b> .....	<b>1</b>
1	ガイドラインの目的.....	1
2	民間移管の基本的な考え方.....	1
<b>II</b>	<b>事業計画</b> .....	<b>3</b>
1	民間移管対象.....	3
2	スケジュール.....	3
3	民間移管に伴う財産の取り扱い.....	4
4	移管先法人の条件.....	4
5	法人の選定.....	5
6	選定の基準.....	5
7	民間移管の条件.....	6
8	引継ぎ・共同保育.....	7
9	保護者対応.....	8

# I ガイドラインの位置づけ

## 1 ガイドラインの目的

本ガイドラインは、公立保育施設の民間移管事業について、スケジュール、移管先法人の選定方法、移行期間及び移管後の保育体制などについて、基本的な内容を示し、民間移管に係る基本方針を定めるものです。民間移管を進めるにあたっては、本ガイドラインを踏まえ、保護者のみなさまへ説明を実施し、疑問や不安を解消できるように努めてまいります。

## 2 民間移管の基本的な考え方

現在、我が国では、少子高齢・人口減少社会の本格的到来、核家族化の進行、女性の社会進出に伴う保護者の就労環境の変化などを背景に、子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化してきており、本市においても同様の環境変化がみられます。

このため、市全体としてバランスのとれた施設の再編を行う必要があることから、平成30年3月に持続可能な都市経営の実現に向けた公立教育・保育施設の再配置に係る基本的な考え方を定めた「富士市公立教育・保育施設再配置計画（以下「再配置計画」という。）」を、平成31年3月に各圏域（吉原西部、吉原東部、富士北部、富士南部、鷹岡・大淵、富士川）における再配置の対象施設及び実施すべき事業を定めた「富士市公立教育・保育施設再配置計画個別計画（以下「個別計画」という。）」を策定いたしました。

これらの計画で定められた基本方針は、次の通りです。

### －富士市における教育・保育施設の再配置の基本方針－

- 公立教育・保育施設として担うべき役割・機能を各圏域に確保する。
- 確保した役割・機能を継続的に維持する。
- 運営経費を抑制する。



公立教育・保育施設の適正な数への再編と質の向上

基本方針に基づき、下記のとおり民間移管を進めてまいります。

- (1) 「民間移管」とは、既存の公立保育園の設置・運営主体を富士市から民間法人に移管することをいいます。
- (2) 民間移管先の法人は、市内で運営実績のある社会福祉法人・学校法人を中心に検討します。
- (3) 移管先法人の選考は、原則3年度前までに行うものとし、民間移管まで十分な期間をとります。在園児への影響を少なくするため、民間移管までの間に保護者に対して情報提供を行い、意見交換・協議等を重ね、信頼関係の下に進めてまいります。
- (4) 各園の「移管先法人募集要項」ができたときは、速やかに該当する園の保護者に対して説明会等を開催します。
- (5) 在園児への影響及び保護者の不安を減らすため、原則2年の引継ぎ・共同保育を実施し、円滑に保育が引き継がれるように配慮します。
- (6) 民間移管後の保育内容等については、保育所保育指針に基づく保育を着実に実施することを前提とし、移管先法人からの提案等は、協議により決定します。
- (7) 市は、民間移管を実施した後においても保育の質の維持・向上を図るため、協定に基づき一定の役割を担います。また、市の職員、園長、教育・保育アドバイザー、地域連携保育士等が園を訪問し、必要な支援を行います。
- (8) 運営主体となる民間法人が保育園の大規模改修等を行う場合は、国の補助制度を活用し、補助金を交付します。

## II 事業計画

### 1 民間移管対象

個別計画において、各圏域（吉原西部、吉原東部、富士北部、富士南部、鷹岡・大淵、富士川）ごとに検討を行い、民間移管の対象となった6園について、下記のとおり令和7年度から令和9年度にかけて実施します。

民営化対象園

年度	施設名	圏域	所在地	建物竣工年
令和7年度	杉の木保育園	吉原西部	伝法 2837	平成元年
	厚原保育園	鷹岡・大淵	厚原 754-1	昭和 61 年
令和8年度	広見保育園	吉原西部	大淵 36-10	平成 2 年
	中野保育園	鷹岡・大淵	大淵 2814	平成 4 年
令和9年度	なかじま保育園	富士北部	中島 268-2	平成 3 年
	鷹岡保育園	鷹岡・大淵	久沢 256-1	平成 5 年

### 2 スケジュール

時期		実施内容
～4年度前		移管先法人選定に係る意見交換等 保護者・地区へ説明
3年度前	4月	選定委員会の設置
	7月～8月	募集要項の公表・募集
	8月～1月	法人選定
	2月	移管先法人決定
2年度前	4月	三者協議会（保護者・法人・市）の設置
前年度	4月～3月	移管先法人との共同保育を実施 （引継法人から移管予定保育園への職員派遣等）
実施年度	4月	民間移管
	4月～3月	公立保育士の派遣
	随時	定期的な訪問等によるアフターフォロー

民間移管に係る進展があり次第、保護者に対して随時情報提供をいたします。また、保護者の意見や要望が反映できるよう配慮します。

### 3 民間移管に伴う財産の取り扱い

#### (1) 土地

- ・市有地については、期間を定め、無償で貸し付けます。無償貸付期間及び期間終了後の取り扱いについては移管先法人決定後、協定締結時に取り決めることとします。
- ・駐車場用地等で現在市が借用している私有地の継続使用については、法人が地権者と交渉することとします。

#### (2) 建物・工作物

- ・原則として、無償で譲渡します。

#### (3) 備品

- ・原則として、無償で譲渡します。

### 4 移管先法人の条件

移管後も質の高い保育を継続していくため、富士市内で5年以上の認可保育所等の運営実績がある以下のいずれかの法人格を有することを条件とします。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人</li><li>② 私立学校法（昭和24年法律第270号）に規定する学校法人</li></ul> |
|--|

上記を満たす法人からの申込みがなかった場合、静岡県内で5年以上の認可保育所等の運営実績がある①②及び以下のいずれかの法人格を有することを条件とし、再度募集を実施します。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>③ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人および一般財団法人</li><li>④ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する公益社団法人および公益財団法人</li><li>⑤ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人</li><li>⑥ 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社</li></ul> |
|--|

## 5 法人の選定

法人を選定するにあたり、富士市付属機関設置条例及び富士市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインに則り、「(仮称)富士市保育所民間移管先選定委員会(以下、「選定委員会」という。))」を設置します。

選定委員会は学識経験者等からなる常任委員(6名以内)と、対象園ごとに保護者代表からなる特別委員(若干名)の計8名以内で構成することとします。

選定委員会において提案書類等に係る書類審査、経営状況の確認、当該法人が現に運営している施設の実地調査等を行い、総合的に評価して移管先法人を選定いたします。

## 6 選定の基準

選定の基準として、指針に基づく保育を着実に実施し、経営が安定し、かつ、保育の質を向上する意欲がある法人を選定するものとします。また、当該法人が現に運営している施設における保育士等の経験年数や、労働環境についても評価の対象とします。

主な評価項目は次のとおりです。

評価項目	選定基準
①保育等の内容	保育理念・目標、全体的な計画、食育計画、特別支援、保護者との連携・支援体制、子育て支援事業など、これまでの公立保育園の運営等を踏まえ、移管先として相応しい保育が行われているかを評価します。
②運営体制	安全管理体制、衛生・健康管理体制、苦情対応、虐待などへの対応が適切かつ具体的に示されているか評価します。
③職員体制	園長等の管理職就任予定者の経歴、職員配置計画などから、保育所保育指針を着実に実施し、保育の質を向上することができる体制が整っているかどうかを評価します。
④経営状況	監査の状況や、法人の財務状況・資金収支計画などから、適切で良好な経営が見込まれるかどうかを評価します。
⑤労働環境	法人が現に運営している施設における保育士等の労働環境や人材の育成・研修体制などから、保育の質の向上に取り組み、職員が継続して働き続けることができる環境づくりを行っているかを評価します。

具体的な評価項目については、選定委員会の意見を踏まえ、決定することとします。

## 7 民間移管の条件

民間移管後に実施する保育の内容については、保育所保育指針に基づく保育を着実に実施することを前提とし、次に記載する条件を満たすこととします。

### (1) 定員及び定員構成

- ・定員については、民間移管に合わせて、市全体のバランスを考慮し、国の制度の動向や社会・経済情勢の変化に応じて調整を行います。
- ・調整後の定員数については、募集要項にて公表いたします。

### (2) 休園日

- ・休園日は日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）とします。

### (3) 利用者の費用負担

- ・移管時に在籍していた園児が全員卒園するまで、市が予め認めた費用以外の費用負担を保護者に求めないこととします。

### (4) 年間行事・地域行事の継承

### (5) 地域子育て支援事業（延長保育等）の継続

### (6) 施設の地域開放

### (7) 宗教的な行事への配慮

- ・クリスマス等、一般的な行事は実施して構いません。

### (8) 食育推進とアレルギーに対応した調理

### (9) 特別な配慮が必要な子どもの受け入れ体制の整備

### (10) 第三者評価受審

- ・第三者からの目線で保育内容の確認を行うため、移管先法人は福祉サービス第三者評価を移管後概ね3年以内に受審し、その結果を公表することとします。

これを上回る教育・保育の実施については、民間法人の提案により保護者の同意を得たうえで実施可能とします。



## 8 引継ぎ・共同保育

環境の変化に伴う子どもへの影響を回避し、民間移管後に法人が円滑な運営ができるよう、移管前・移管後に十分な引継ぎ・共同保育期間を設け、安定的に保育を引継ぐようにします。

### (1) 移管前年度の4月から12月

施設長予定者・主任保育士予定者を中心に、子どもたちの様子や行事を含めた保育内容の引継ぎを実施します。週1日以上の実施を前提とし、子どもや保護者、地域住民との関係を構築し、園の全体像を把握することを目的とします。

### (2) 移管前年度の1月～3月

次年度の担任保育士予定者等が、公立保育園の保育士と共同で保育を実施します。週5日の勤務を前提とします。

### (3) 移管後

民間移管後、子どもたちへの影響を最小限にできるよう、下記のとおりアフターフォローを実施します。

#### ① 保育士の派遣

民間移管前に当該保育園に勤務していた主任保育士等を、原則として移管後1年間派遣し、共同で保育を実施します。子どもや保護者へのフォローや、協定等に従った適切な保育が実施されているか確認を実施します。

#### ② 巡回支援の実施

市の職員（教育・保育アドバイザー、地域連携保育士等）が保育内容の確認や、園に対し必要な指導・助言などを行う巡回支援を実施します。巡回支援は定期的を実施し、保育所保育指針に基づく保育を着実に実施するようにフォローいたします。巡回支援は①が終了した後も、継続して実施します。

## 9 保護者対応

移管対象園の保護者の不安や疑問を解消するため、保護者説明会の開催、三者協議会の設置、個別相談などを実施します。

### (1) 保護者説明会

移管先法人の決定など、民間移管に伴う情報提供を行うため、必要に応じて随時保護者説明会を実施します。

### (2) 三者協議会

移管先法人決定後、保護者・法人・市の三者間で移管に伴う諸事項について意見交換を行う三者協議会を設置します。三者協議会は原則として移管時に在籍していた園児が全員卒園するまで設置し、保護者等の求めに応じて随時協議いたします。

### (3) 個別相談窓口の設置

保護者説明会以外に、民間移管に関する疑問や不安を解消するため、個別相談窓口を設置します。